

環境省行政文書管理規則の一部を改正する訓令案について (概要)

令和 8 年 6 月
内閣府大臣官房公文書管理課

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、環境大臣から内閣総理大臣に対し、行政文書管理規則の変更について協議があったため、同法第 29 条第 2 号の規定に基づき、公文書管理委員会に対し、同規則の改正案を諮問するもの。

【改正の概要】

- ① 「環境省設置法」（平成 11 年法律第 101 号）の一部改正（令和 8 年 7 月 1 日施行予定）に伴い、環境省の地方支分部局の名称について、「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。（第 5 条関係）
- ② 環境省における重要経済安保情報を適切に保護するための措置の実施に関する規程として令和 7 年 5 月 16 日に「環境省重要経済安保情報保護規程」（令和 7 年環境省訓令第 13 号）を策定したことから、「環境省における重要経済安保情報を適切に保護するための措置の実施に関する規程」としていた部分を「環境省重要経済安保情報保護規程」に改める。（第 28 条関係）
- ③ 「文書管理システム」の定義について、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に沿った規定に見直し。（第 2 条関係）

【施行日】

令和 8 年 7 月 1 日

【参考】公文書等の管理に関する法律 抄

（行政文書管理規則）

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第 4 条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 （略）

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 （略）

（委員会への諮問）

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第 10 条第 3 項、第 25 条又は第 27 条第 3 項の規定による同意をしようとするとき。

三 （略）

府 公 第 96 号
令和 8 年 6 月 22 日

公文書管理委員会委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 高市 早苗

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、環境省行政文書管理規則の一部を改正する訓令案について、諮問します。